

令和6年12月13日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和6年12月13日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

浅野敏江 委員長
佐藤公男 副委員長
桑原成典 委員 鎌田礼二 委員
西村勝男 委員 小高洋 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長	本多裕之	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	総務部 政策課長	引地洋介
総務部 財政課長	佐藤涉	総務部総務人事課 総務係長	石川宏
教育委員会 教育長	黒田賢一	教育委員会 教育部長	末永量太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子	教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

会議に付した事件

議案第91号 一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 2 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 9 6 号 令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 9 9 号 塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について

午前10時00分 開会

○浅野委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要は、ございません。

本日の審査の議題は、議案第91号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第92号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第99号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第91号、議案第92号、議案第96号及び第99号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いします案件は、一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例など、計4か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から、議案第91号、第92号について、ご説明いたします。

資料No.8、第4回市議会定例会議案資料の7ページをお開き願います。

初めに、議案第91号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

まず、1の概要ですけれども、令和6年人事院勧告を踏まえまして国家公務員の給与改定に準じ、一般職員の給与等について、改正を行おうとするものでございます。

2の給与改定の内容ですが、(1)月例給といたしまして、全体で平均3.0%の改定を行うものです。表を見ていただきますと、1級5号の高卒初任給クラスで2万1,400円、係長クラスで4,900円、課長クラスですと4,200円の改定となっております。

続きまして、(2)の期末・勤勉手当ですが、期末・勤勉手当合計で0.1月分が引き上げられまして、年間4.60月分の支給となります。令和6年度につきましては、12月期末・勤勉手当で引上げ分が行われることとなります。また、令和7年度につきましては、6月と12月に期末と勤勉手当それぞれで0.25月分ずつ引き上がるものとなります。

(3)寒冷地手当についてですが、本市は、非該当地域となっておりますが、大館市への派遣職員が対象となり、引き上がるものとなります。

(4)実施時期ですが、それぞれ令和6年4月1日からの適用となります。会計年度任用職員は、令和7年4月1日からの適用となります。

次ページ、8ページをご覧ください。

一般職のこれまでの給与改定の状況を記載しております。最下段の令和6年度の欄の右の年間影響額を見ていただきますと、市全体では、今回の人事院勧告の影響として約1億7,600万円の増となります。また、1人当たりの年間の引上げ額は、27万9,000円となります。

議案第91号の説明は、以上となります。

続きまして、同じ議案資料の12ページをお開き願います。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてです。

一般職と同様に、特別職等についても期末手当等が引上げとなります。

2の(1)と(2)ですが、市長、副市長、教育長または市議会議員の期末手当が0.05月分引き上がり、年間3.40月が3.45月となります。令和7年度以降、6月、12月それぞれで0.025月分ずつ引き上げられるものでございます。

(3)の市立病院事業管理者ですが、期末・勤勉手当合計で0.1月分引き上げられ、4.60月分となります。引上げ方法については、一般職と同様となります。

3の実施時期ですが、特別職、議員については、令和7年6月期から、病院事業管理者については、令和6年12月期からとなります。

議案第92号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 それでは、政策課から、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、政策課所管分2件につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.8の45ページをご覧ください。

ふるさと納税事業について、ご説明申し上げます。

まず、1の概要についてでございます。

ふるさと納税の取組につきましては、事務の一部を業務委託することで御礼品の魅力の向上などに努めるとともに、ふるさと納税ポータルサイトの活用によりまして、本市への寄附を促進しているところでございます。

本年度は、ポータルサイトのブラッシュアップなどによりまして、当初予定しておりました寄附金額を上回る見込みとなることから、寄附金額の増額に伴います費用につきまして、補正予算を計上するものでございます。

2のふるさと納税の実績及び令和6年度の見込みでございます。

表には、令和4年度からの寄附件数及び寄附金額を記載しております。令和5年度は、寄附金額が約5億円でありましたことから、令和6年度は、当初予算時におきまして、6億5,000万円の寄附金額を想定していたものでございます。寄附額の11月までの推移を見ますと、昨年度よりも増加しておりますことから、今年度の寄附金額の合計といたしまして、当初予算の想定から1億5,000万円増の8億円を現在見込んでいるところでございます。

続きまして、3の事業費及び財源内訳でございます。

事業費につきましては、1億5,000万円でございます。その財源につきましては、全て一般財源となっております。

下の表に事業費の内訳を記載しておりますが、そのうち政策課所管分といたしまして、上から2段目の委託料でございます。寄附金の増額に伴いまして、返礼品代を含む業務委託料につきまして、4,137万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.6の補正予算説明書4ページ、5ページをご覧いただきたいと存じます。

第18款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金でございます。その第1節一般寄附金といたしまして、1億5,000万円を歳入予算の増として計上するものでございます。

次に、その次の6ページ、7ページをご覧いただきたいと存じます。

政策課所管分といたしまして、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第12節委託料でございます。寄附金の増収に合わせまして、ふるさと納税業務委託料として4,137万4,000円を計上するものでございます。

政策課所管分のふるさと納税事業につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、再度、資料No.8にお戻りいただきまして、46ページをご覧いただきたいと存じます。

子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業について、ご説明申し上げます。

まず、1の概要でございます。

市外から転入され、市内に住宅の取得を行います子育て世帯などを対象に、住宅取得費に対する支援を行うことによりまして、定住促進を図るものでございます。本年度は、例年を上回る申請がございますことから、補正予算を計上するものでございます。

2の補助金額でございます。

表に記載のとおり、基礎額といたしまして、限度額50万円、また、多子世帯加算額といたしまして、子供2人を養育している場合は5万円、3人以上養育されている場合は15万円を加算するものでございます。

3の令和6年度の実績でございます。

10月末時点で、申請件数は、37件でありまして、うち子供2人以上が9件、3人以上が5件となっております。

4の令和6年度見込み件数でございます。

これまでの推移から、表のとおり、今年度の申請件数を合計で62件と見積もっております。多子世帯につきましては、子供2人が18件、3人以上が6件と見込んでおりまして、当初見込件数と比較いたしますと、表の下段でございます。申請件数が12件の増、多子世帯の子供2人が3件の増、3人以上が1件の増と見込んでおります。

5の事業費及び財源内訳でございます。

申請件数が増となる見込みでございますことから、事業費を630万円としておりまして、その財源は、全て一般財源としております。

6の今後の予定でございます。

4月には、申請者向けのアンケート結果、現在行っておりますその集計を行いまして、その結果につきましては、適宜報告する予定としております。

続きまして、歳出予算について、ご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.6の令和6年度一般会計補正予算説明書6ページ、7ページをご覧いただきたいと存じます。

政策課所管分といたしまして、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助及び交付金の子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業補助金といたしまして630万円を計

上しております。

政策課所管の補正予算についての説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

資料No.8、第4回市議会定例会議案資料の45ページをご覧ください。

ふるさと納税事業についてです。

3の事業費及び財源内訳をご覧ください。

下の表にあります事業費内訳のうち、今回の寄附額の増額に伴う費用の財政課分として、ワンストップ特例申請に係る郵便料としての役務費45万5,000円、ポータルサイト手数料として3,317万1,000円を計上しております。また、このほか、今後の庁舎建設に係る財政需要に備え、庁舎建設基金への積立金7,500万円を計上しております。

続きまして、予算書で説明を行います。

恐れ入ります、資料No.6の令和6年度一般会計補正予算説明書4ページ、5ページをお開き願います。

第18款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金について、先ほど政策課からも説明がありましたように、増収見込みとなる1億5,000万円が計上されております。これに伴いまして、恐れ入ります、6ページ、7ページをお開き願います。増収に伴う歳出の増額として、こちらでは、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費で第11節役務費として45万5,000円、第13節使用料及び賃借料に3,317万1,000円を計上し、また、その下段になります。第2款総務費第1項総務管理費第15目庁舎建設基金費に第24節積立金として7,500万円を計上しております。

続きまして、今回の補正予算に係ります所要一般財源をご説明いたします。

同じ資料の4ページ、5ページをご覧ください。

中段にあります第20款繰越金第1項繰越金第1目繰越金につきまして、4,329万3,000円を増額補正するものです。今回の12月補正予算に係ります所要一般財源として必要額について、増額補正をするものでございます。

財政課所管の説明は、以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、教育総務課から、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課所管の4件について、ご説明いたします。

初めに、学校施設的环境整備についてをご説明いたします。

資料No.8の52ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和7年度に増加が予定されております普通教室及び特別支援教室に対し、必要な設備等を整備しようとするものです。

整備内容ですが、普通教室につきましては、児童用椅子や机、大型掲示装置など、特別支援教室につきましては、パーティションなどのほか、手すりやスロープなどです。こちらにつきましても第二小学校、月見ヶ丘小学校において整備するものです。

3. 事業費及び財源内訳ですが、事業費は1,178万円、財源内訳として、地方債が690万円、一般財源は488万円、地方債は、学校教育施設等整備事業債と行政改革推進債を充当する予定です。

今後の予定ですが、令和7年1月に契約手続以降、記載のと通りの予定となっております。

次に、資料No.6の令和6年度一般会計補正予算説明書で予算について、ご説明をいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

資料No.6の12ページ、13ページをご覧ください。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費のところ、第14節工事請負費691万9,000円、第17節備品購入費486万1,000円、合計1,178万円を計上しております。

次に、歳入ですが、同じ資料の4ページ、5ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債第1節小学校債に690万円を計上しております。

次に、地方債の変更について、ご説明いたします。

資料No.5の8ページをご覧ください。

第3表地方債補正におきまして、小学校施設整備事業について、事業分の690万円を追加し、補正後の限度額を6,950万円としております。

学校施設的环境整備についての説明は、以上となります。

続いて、学校給食食材購入支援事業について、ご説明をいたします。

資料No.8の53ページをご覧ください。

こちらは、物価高騰に直面している子育て世帯を支援するため、学校給食に係る食材購入費の一部を支援、補助しようとするものです。

食材購入費の状況についてですが、国の交付金を活用し、令和5年度、令和6年度に食材購入費を補助しております。令和6年度分については、既に小学校、中学校合わせて969万1,000円の補助を行っているところですが、食材価格は、さらに値上がりしており、食材購入費に不足が生じる見込みです。

不足見込額の表をご覧ください。

令和6年4月と令和7年1月時点における1食当たりの食材購入費を比較しております。上段が小学校、下段が中学校です。主食、牛乳、副食費それぞれが、値上がりをしております。令和7年1月には、小学校で20.73円、中学校で20.9円が不足する見込みです。

その下にあります食材購入費内訳の表をご覧ください。

令和7年1月に見込まれる食材購入費に対し、補助額を追加することで不足分に対応しようとするものでございます。

補助額の欄をご覧ください。

小学校では、4月の補助額15円に20.73円を追加し、食材購入費を335.73円、中学校では、4月の補助額19円に20.9円を追加し、食材購入費を399.9円といたします。保護者負担については、変更はありません。

次のページ、事業内容についてでございますが、食材購入費の不足見込分を各学校宛て、追加で補助いたします。

内訳の表をご覧ください。

1食当たり小学校20.73円、中学校20.9円の補助を令和7年1月から3月まで行った場合の補助額を記載しております。補助金総額が、313万4,525円となります。

事業費及び財源内訳につきましては、事業費全額について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てる予定でございます。

今後の予定でございますが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、令和7年1月に補助金を交付する予定としております。

次に、資料No.6の令和6年度一般会計補正予算説明書で予算について、説明をいたします。

資料No.6の12ページ、13ページをご覧ください。

歳出からのご説明となります。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費において、第18節負担金補助及び交付金213万3,000円、その下、第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費において、第18節負担金

補助及び交付金100万2,000円を計上しております。

続いて、歳入でございます。

同じ資料の4ページ、5ページをご覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金に事業費の313万5,000円を計上しております。

学校給食食材購入支援事業についての説明は、以上となります。

次に、学校給食調理業務の一部委託の拡大についてをご説明いたします。

資料No.8の55ページをご覧ください。

こちらは、これまでも市で推進してまいりました調理業務の一部委託について、令和7年度から第一小学校にも拡大しようとするものでございます。

なお、既に委託を行っている杉の入小学校、第三中学校につきまして、令和6年度末で委託期間が満了することから、これらの学校と併せて契約手続を行おうとするものです。

調理体制でございます。

2の表に各学校における調理体制をまとめております。令和7年度に委託を行おうとする学校について、杉の入小学校、第三中学校、第一小学校を太枠で囲んでおります。

3. 委託期間ですが、令和7年度から令和9年度までの3年間です。

4. 事業費及び財源内訳につきましては、債務負担行為限度額の設定となります。

令和6年度に債務負担行為を設定し、令和9年度までの3年間、3校に係る事業費、1億1,210万円を一般財源で計上しております。

今後の予定についてですが、1月以降、契約手続を行い、4月に委託開始とする予定でございます。

次に、資料No.5の令和6年度一般会計補正予算で債務負担行為の追加について、ご説明いたします。

資料No.5の8ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正、1. 追加の表に、学校給食調理業務一部委託として、小学校7,890万円、中学校3,320万円を限度額として計上しております。

学校給食調理業務の一部委託の拡大についてのご説明は、以上になります。

次に、ICT支援員配置事業について、ご説明いたします。

資料No.8の56ページをご覧ください。

こちらは、令和3年度から各学校にICT支援員を配置し、1人1台端末への対応を単年度契約で行ってきたものを令和7年度から5年間の契約期間として業務委託を行おうとするものです。

委託内容ですが、市内11校について、1校当たり月2回、1日当たり6時間の訪問支援を行います。

支援内容といたしましては、授業支援、校内研修支援、環境整備支援、その他の支援となります。

委託期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

事業費及び財源内訳につきましては、債務負担行為限度額の設定となります。令和6年度に債務負担行為を設定し、令和11年度までの5年間、3,762万円を一般財源で計上いたします。

今後の予定についてですが、1月以降、契約手続を行い、4月、委託開始とする予定でございます。

次に、資料No.5の令和6年度一般会計補正予算で債務負担行為の追加について、ご説明いたします。

資料No.5の8ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正、1.追加の表に、小学校ICT支援員配置事業として2,052万円、中学校ICT支援員配置事業として1,710万円を限度額として計上いたしております。

教育総務課からの説明は、以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 それでは、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生涯学習課分について、2点ご説明いたします。

資料No.8の57ページをご覧ください。

清水沢近隣公園スポーツ広場の修繕について、ご説明いたします。

先に概要について、ご説明いたします。

本事業は、老朽化の進展に伴う清水沢近隣公園スポーツ広場施設の修繕を行うものです。

2の事業内容についてですが、老朽化の進展に伴い、野球場に設置した外野側フェンスが傾いており、現状ロープで固定し、倒壊を防いでおりますが、利用者の利便性を確保するため、修繕を行うものです。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費258万円で、全て一般財源となります。

4の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、修繕を開始する予定となっており、今年度中の完了を予定しております。

次に、資料No.6の令和6年度一般会計補正予算説明書で予算について、ご説明いたします。

資料No.6の12、13ページをご覧ください。

歳出について、ご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第2目体育施設費第10節需用費、グラウンド管理費として258万円を計上しております。

続きまして、資料No.8の58ページをご覧ください。

塩竈市温水プール天井等改修事業に係る減収補償について、ご説明いたします。

先に概要について、ご説明いたします。

本事業は、塩竈市温水プール等改修工事の施工に伴い、利用料収入の減少が見込まれることから、指定管理者に減収見込額を補償しようとするものです。

2の事業内容ですが、天井等改修工事により、令和6年12月から令和7年3月にかけて、施設が利用できなくなることにより、指定管理者の収入減少が見込まれます。

(1)の補償額は337万円で、(2)の考え方は、①の令和6年度予算を基準とし、令和5年度決算額、施設利用実績を参考に試算しております。②の4か月間における収入見込額を試算しております。

(3)の、補償に合わせて、該当期間の指定管理料を減額いたします。

3の事業費及び財源内訳についてですが、事業費337万円で、全て一般財源となっております。

4の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、指定管理者との協議を進めてまいります。今年度中の補償、減収額の確定・精算を行ってまいります。

次に、資料No.6の令和6年度一般会計補正予算説明書で予算について、ご説明いたします。

資料No.6の12、13ページをご覧ください。

歳出について、ご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第2目体育施設費第21節補償補填及び賠償金、塩竈市温水プール天井等改修事業費として337万円を計上しております。

生涯学習課所管の補正予算の説明は、以上でございます。

続きまして、生涯学習課から議案第99号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

資料No.2、令和6年第4回定例会議案の21ページをお開き願います。

この議案は、提案理由にありますとおり、塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者候補者として選定した団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定する団体は、2に記載されております仙台湾燻蒸株式会社で、指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

それでは、指定管理者候補者の概要をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8の92ページをお開き願います。

この団体は、昭和40年1月に設立された会社で、従業員数19名となっております。

7の主な事業内容ですが、アートギャラリーの経営、美術品に関するコンサルタント・コーディネート事業並びに美術品の販売のほか、建築物における空気環境の測定、飲料水の水質検査など、多岐にわたり事業を展開しております。

8の実施状況についてですが、会社内に文化事業の部署を設け、文化事業も実施してございます。

次に、候補者審査結果について、ご説明いたします。

同じ資料の93ページをお開き願います。

まず、1の経過ですが、今年9月30日に第1回目の選定委員会を開催し、選定基準を協議しました。10月1日から、募集要項及び仕様書の公開、配布を行い、1か月間公募を行いました。11月7日までに1つの事業者から申請がありました。11月15日のプレゼンテーション、ヒアリングを行いました。同日、第2回目の選定委員会を開催し、選定審査を行いました。選定審査の際の選定委員は、7名で構成されていますが、当日1名の選定委員が欠席したことから、本市職員と外部委員の合計6名で行われ、このうち外部委員としましては、大学の准教授、宮城県美術館の教育普及部長などに加わっていただき、審査を行いました。

次に、2の審査方法でございますが、今回、6名の選定委員が、審査運営などに係る15の評価項目、5段階で評価しまして、比重をかけて採点した提案内容と価格評価の6名の合計点を600点満点とし、その6割以上の360点を上回った場合、候補者と選定することといたしました。また、価格評価として5か年分の価格の上限を設定しており、最低価格のものを100点

満点としております。

3の審査結果でございますが、選定委員6名の評価点数の合計点が476点、価格評価が100点であり、総合計576点で、最低基準である6割を上回ったため、仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者候補者に選定したものでございます。

評価のポイントは、記載のとおりでございますが、評価されたポイントの1つ目でございます管理運営の基本方針であります。地域に広がりを持った芸術文化の発信拠点を目指した計画になっていることが、主な評価のポイントとなっております。

次に、審査基準項目などをご説明いたしますので、同じ資料の94ページをご覧ください。

4の選定基準項目と評価点数ですが、4つの大項目、15の小項目で、項目ごとの評価得点は、表記載のとおりであります。総合計が、一番下の記載のとおり、700点満点中576点となったものでございます。

なお、95ページからは、募集要項、業務仕様書を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第99号の説明は、以上でございます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○浅野委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、資料番号及びページ数をお示し願います。佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。私からは、2点ほどお尋ねをいたします。

最後に説明がありました杉村惇美術館の本町分室についてです。

資料No.8の最後のページ、120ページをお開きください。

(5)に再委託の禁止とあります。指定管理者が行う管理業務の処理を第三者に請け負わせまたは委託してはならない。ただし、清掃業務、警備業務等、教育委員会が認める一部の業務については、この限りではないとあるんですが、駐車場の業務というのは、警備業務に入ってくるんでしょうか、お尋ねします。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

あちらの駐車場は、猫の額のように狭くて、私も何度か締め出しになったこともあるんです

けれども、警備員が立っているところを一度も見たことはないんですね。これによると、指定管理者が警備業者を委託するというニュアンスだと思います。これは、口頭でも構わないですけれども、駐車場が、大変混んでおります。第2駐車場もたしかなかったですよね、あそこは。ないですよね。その場合の逃げ場が、結構右往左往している方も見受けられましたので、そういうときに整理がつくように、当局から指定管理者にお伝えいただけますでしょうか。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、駐車場が、大分狭くなってございまして、こちらの部分については、混雑の際の対策として、ほかの駐車スペースを確保するなど、指定管理者と検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上になります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、同じ資料No.8の55ページです。

学校給食調理業務の一部委託の拡大についてです。

第一小学校をアウトソーシングに来年度から入れられるということなんですけれども、いろんなシミュレーションもあるかと思ひますけれども、第一小学校を直営からそのまま委託で単独で渡すであるとか、あるいは、親子方式でつなげていくという方式もあろうかと思ひますが、どういったシミュレーションで今、お考えなんでしょうか。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第一小学校のアウトソーシングについてのシミュレーションをどのように行ったかというご質問でした。

アウトソーシング方法につきましては、この親子方式というところももちろん候補にはございまして、親子方式を行うに当たりましては、施設の改修などが2つの学校で必要になるということ、また、調理する食数の観点もあるということで、まずは、第一小学校のそのままの調理室を調理業務を委託業務に行おうということで考えたものでございまして。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

単純にキャパシティーの問題はあったと思いますけれども、この杉小、三中、一小という形ではなく、例えば、一小を一番上段の二小、玉小の親子食に含めれば、なお効率的ではないかなと思ったんですけれども、そうすると1,000人ぐらいになってしまうんですね。多分そこが、ちょっとネックになったのかなと。9月の決算特別委員会的时候に志賀議員が指摘されていましたが、この運搬費が、年間600万円ぐらいかかっているんですね。稼働日数が、大体百七、八十日に対して600万円近くかかっているんですね。であれば、例えば、その一小をこの二小、玉小に組み入れることで、台数は1台で済むと思います。人員も1人で済むと思います。かといってトラックは2台必要ないので、600万円が1,200万円にはならないと思います。800万円とか、900万円とその辺で落ち着くと思いましたが、ちょっとお尋ねしたところです。

キャパシティーの問題でありますので、仕方がないと思いますが、センターであれば、こんな何も問題はないと思いますけれども、今後、令和7年も令和8年も期間満了が出てきますので、この辺は、効率よく組み合わせていただければと思います。いかがお考えでしょうか。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ありがとうございます。

二小、玉小につきましては、委託期間もございましたことから、そのところは、考慮せず、今回の案を考えたところでございます。

また、センター化などのご意見を頂戴いたしました。私どもといたしましても効率のいい運営を今後さらに考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○浅野委員長 ほかにございませんか。桑原委員。

○桑原委員 桑原でございます。私からも何点かご質疑をさせていただきます。

まず、議案第91号、第92号、資料No.8の7ページになります。

まず、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与等について、改定するという形になっていると思いますけれども、いま一度この人事院の仕組みを教えてくださいたいと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 人事院勧告の仕組みということですが、こちらにつきましては、人事院と各都道府県の69の人事委員会が分担して、民間事業者の現地調査を行っ

たというものでございます。

対象については、全産業の事業所規模が50人以上の全国の民間事業所、1万1,000事業所ほどを対象にしております。それに基づきまして、民間と現在の国家公務員の給与の比較をした結果が、この人事院勧告で勧告されたということになっています。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

今、おっしゃってました従業員50人以上の規模の企業というのは、50人以上という、結構かなり多いのかなと正直思っています。大手企業が多かったりするのかなと思っておりまして、果たしてその企業と抜粋して比較することというのは、適切なのかというのが、疑問は残るところではあるんですけども、この人事院勧告というのは、あくまでも拘束力というのはないですね。義務ではないと思っているんですけども、その辺、お伺いいたします。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 人事院勧告に従うのは、義務ではございません。尊重するという事で言われております。

以上です。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

閣議決定された公務員の給与改定に関する取扱いについてという形で通知が来ているかと思いますが、その4番目には、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情と十分に検討の上と記載されているんですけども、さきの11月14日の協議会で、あるよという形で報告がありましたけれども、11月29日に先ほどみたいな通知が来ております。この間でしっかりとこの財政状況を相談してきたのか、どのぐらい前から検討されていたのかという形で教えていただければと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 内部におきましては、財政課と協議させていただいております。その中で、やはり公務として、他自治体の状況等も踏まえながら、他自治体との差が生まれますと、優秀な人材確保でありますとか、職員の意識低下につながるということで、本

市といたしましては、一般職について、人事院勧告に準拠するという形を取らせていただきました。

また、一方で、定数、定員の管理であったり、例えば、時間外の削減、こういったもので、財源について、見いだしていくというのもまた、一つ考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 他自治体と比較したということで、それが、どこになったのかというのは、ちょっと気になるんですけども、この議案書に書いてある11月29日の地方公務員の給与改定に関する取扱いについてという形で、総務副大臣通知で、来ていらっしゃるかなと思います。この第1の1番、本年の給与改定についてという形の中からちょっと抜粋させていただくんですけども、各地方公共団体において人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与の状況を勘案して適切に対処することと記載されています。本市は、民間とのこの状況、本市の塩竈市の民間企業とのこの状況をどのように勘案してきたのか、ちょっと教えていただければと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 本市では、人事委員会を持ち合わせておりませんので、その実際の、本市の職員の給与と市内の民間の給与については、比較をしておりません。ですので、人事委員会の勧告に準拠するという形を取らせていただいております。また、宮城県の人事委員会におきましても同様の改定率ということで、こちらについても参考とさせていただいております。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

比較したということだったんですけども、結局首都圏だったら、民間との均衡というのが図れるのかなと正直思っております。ただ、この塩竈市で考えたときに、やっぱり経済的に反映するものではないのかなと思っております。疑問が、結構多いに残るんですけども、物価高とか、いろいろ上がっていることもありましたので、鑑みればちょっと否定するものじゃないのかなとは正直思っていますが、人事院勧告は、地方公務員に適用されるものであると考えているんですけども、ただ、その議案第92号の特別職というのは、

正直別だと思っております、人事院勧告にも準拠して決めるべきではないかと考えています。やっぱり特別職の給与や報酬というのは、独自で決めていくべきだと思っております。逆に、準拠する場合であれば、例えば、今、議案が別になっていますけれども、これを一個に集約して第91号としてもいいわけだと思います。別に分けている理由とかというのは、何かあるのか教えていただければと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 一般職、特別職につきましては、一般職につきましては、国の行政給料表です。こちらに準拠して、今回、改正をさせていただいておりますが、特別職、特に市長、副市長や議員の皆様につきましては、国の指定職俸給表、こちらの事務次官レベルの給料表を参考にさせていただいて、今回の見直しをさせていただいているということでございますので、こちらの区分けとして、条例を分けさせていただいたということになります。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 参考にさせていただいているということだったんですけれども、要は、地方公務員というのは、ちょっと特別職というのは、やっぱり別だとやっぱり考えております。やはり先ほども述べたんですけれども、人事院勧告とは、やはり別なのかなと。今、バスも150円になりましたし、公共施設の利用料金も上がりましたし、税金も社会保険も上がっている中で、やはり我々が、そこを上げるというのは、市民の方というのは、納得されないのではないかなと正直思っております。やはりこの人事院勧告は、拘束力はないわけですから、この上げない選択肢も取れると思っております。なので、その選択肢を取らないということは、非常に残念だなということは、思っております。当局の皆さんとかもよくパブリックコメントとかが出ますから、これもパブリックコメントで取ったらいいんじゃないかなとかと正直思っているんですけれども、それについて、何かありますか。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 市長、副市長、議員の皆様の給料をパブリックコメントでというお話ですけれども、我々もほかの自治体もやったのは、ちょっと私も見たことがなくて、それが、ちょっと適当であるのかというのが、すみません、判断できない状況です。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 市民の声を聞くというのは、すごく大切なことだと思いますので、やはり我々が先

頭に立って、市民あつての我々だということだと正直思いますので、パブリックコメントをやってもいいんじゃないかなと正直思っているところでもあります。ぜひちょっと考えるべきなのかなと思っているところでもあります。

次の質疑に移ります。

議案第96号のふるさと納税事業について、45ページにあります。資料No.8です。

ここでちょっと1点お伺いしたいんですけども、一般財源に1億5,000万円という形になっています。その内訳で、庁舎建設基金7,500万円という形で積み立てるということなんですけれども、この議案のポイントかな、ここかなと正直思っております。例えば、庁舎を今、検討しておりますけれども、もし建てられないとなった場合の積み立てたお金というのは、どうなっていくのか、何かお考えがあればお伺いいたします。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今回、提案させていただきます庁舎建設基金の7,500万円ということで、今、庁舎建設の検討を進めております。ただ、今後その検討の方向としてどうなるかという部分で、あるいは、その積み立てた金額が、どのように使われるかといったイメージというか、今のお話と関わってくる部分もあるんじゃないかということにはなると思いますが、ただ、いずれにしても本庁舎の老朽化が著しいという事実は、変わりませんので、あるいは、緊急防災・減災事業債を見据えた中で今、近々の検討という位置づけではありますけれども、あるいは、その違う検討に進むに当たっても、いずれにしても庁舎の改修ですとか、建設というのは、かかる事業と考えております。ですので、また、12億円、今現在、残高がありますけれども、いずれにしろ取り組もうとしている検討に対して残高は十分ではないとも認識しておりますので、そういった様子を踏まえながら今回、積みかせていただきたいという整理をさせていただいたものになります。

以上になります。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

ということは、その庁舎の建設改修だけに使うお金という形の認識でよろしいですか。

○浅野委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 現在の庁舎の条例上は、庁舎の整備に充てる際に処分できるという規定になっております。

一方、県ですとか、他の自治体を見ますと、現在、庁舎基金という名称の基金が、非常に少数派でございまして、公共施設等管理基金条例、こういったような名称になっているのが、大半になっております。近隣でも多賀城市、利府町、七ヶ浜町では、庁舎ではなくて公共施設等ということで、庁舎に限定せずに使うという、そういうやり方のように変わってきております。

現在は、庁舎のみに限定して、今後の庁舎整備に当たって、どうしても緊急防災・減災事業債を充当したとしましても、いずれ起債の適用対象外になる財源が必要になってきますので、当面は、それに充てたいということで今回、上程させていただきましたが、壱番館庁舎も老朽化していることに加えまして、他の公共施設も全て老朽化しているという重点課題に上げている状況にあります。庁舎にもし使わない場合、ほかに使えないのかというご質問かと思っておりますので、そういった場合には、改めて議会にご相談しながら、他の自治体が行っているような公共施設等管理基金、そういった形も将来の検討課題になると考えてございます。

以上です。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。非常に分かりやすい説明、ありがとうございました。

では、次の質疑に移ります。

同資料の56ページ、ICT支援員配置事業についてになるんですけども、さきの11月協議会でもちょっと質疑させていただいたんですけども、なかなかちょっと消化ができなくて、再度質疑をさせていただきます。

この委託期間の5年というのが、すごく気になっておまして、単年だったものをこの5年という複数年にしたという形なんですけど、この5年という根拠、これは、何か決まりでもあるのか、ちょっと教えていただければ。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委託期間が5年というところの根拠についてのご質問でした。

何か決まりがあるのかというと、そうではございません。ただ、これまで単年度の事業でICT支援員の配置を行ってまいりまして、私どもといたしましては、数年間この運用を行って、事業の必要性というところも確認できたということで考えております。そして、職員アンケートなどから、やはり同じ体制による支援をできるだけ長く続けてほしいという意見で

ありますとか、タブレットの端末の対応期間が5年程度であるということから、導入する前の年から支援員の協力をもらって整備をし、そして、4年間同じ体制で支援を行うところも考えていたところでございます。

以上のことを踏まえ、できるだけ長い期間、同一の事業者によって支援が受けられるという環境を整えようということで、契約期間を5年間としたものでございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

長い期間とおっしゃいましたけれども、例えば、3年とかで更新という形でしていてもいいのかなと正直思っているところでありまして、例えば、55ページのこの学校調理業務の委託は、これは、3年なんですよね。3年と5年の違いというのが、ちょっといまいち理解できていないというのもあるんですけれども、やっぱり3年から一気に5年となると、やっぱりリスクも付きまってくるのかなと。ICTとか、目まぐるしく日々変わっていきますので、これに関しては、人だとは思いますが、ちょっとその5年というのは、どうなのかなというところで疑問をさせていただきました。改めて何か教えていただければと思います。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食調理業務の委託3年と、こちらのICT支援員配置事業5年ということでの比較のご意見を頂戴いたしました。

今回、調理業務に関しましては、まず、初めての導入ということで、一気に3校一緒に行くということで、まずは3年間ということで考えたものでございます。

ICT支援員配置事業については、先ほど申し上げたとおり、できるだけ安定した環境で、やはり学校の先生たちと支援員とのコミュニケーションは、大切でもございますので、できるだけ長い支援を安定的にという観点から5年間とさせていただいたものでございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

私の質疑は、終了いたします。

○浅野委員長 ほかにございませんか。小高委員。

○小高委員 それでは、続きまして何点かお伺いしたいと思います。

それで、先ほど来お問合せが多数ございましたけれども、主に資料No.8の7ページのところ

から順繰りお伺いをしていきたいと思ます。

それで、先ほどもありましたが、第91号、第92号ということで、一般職、特別職のところで給与、あるいは、期末手当等々の関係で、今回、議案が出されておりますが、先ほど来伺ったので、重複を避けたいと思ますけれども、先ほど人事院勧告との関係で、尊重すべきものであると。一方で、拘束力はないというところでの議論、議論と申しますか、お伺いもあつたわけなんです、一つには、拘束力はないということの一方で、尊重すべきものであると。公務員の皆さんの働き方の関係を見ていますと、労働者であると同時に公務員であるところ、こういうところを踏まえると、労働者の権利が制限される部分というのがあるという中で、調整役ではないんですが、人事委員会というものがあつて、その中に一定の勧告が出されていくという点では、拘束力はないとしてもやはりある程度尊重すべきものであるんだらうなとは、当然私としては、受け止めております。

そういった中で、今回、様々な中身で勧告が出されてきたわけなんです、そうした中で、今回、この資料の中にも記載があるんですけれども、いわゆる一つの初任給の部分で重点を置いた、あるいは、若年層のところに重点を置いたということで、その考え方については、理解をするところではあります。一方で、若年者以外という表現が適切かは分からないんですが、そういった方々について、その取扱い、ここについて、一例として書いてはあるんですが、もうちょっと詳細にと申しますか、そのあたりでちょっと教えていただきたいと思ます。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 今回、人事院勧告の給与改定につきましては、2段階に分かれています。今回、上げているのは、令和6年度の遡及分ということで若年層に重点を置いた改定となっております。今後、2月定例会に向けて今、検討を進めておりますのが、給与制度のアップデートということで、3級以降の、いわゆる係長級以降の職員につきましては、給与表の見直しをすることによりまして、職責に応じた給料体系にするというの、また、国で見直されておりますので、それもちょうと今後本市でも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 そのお答えを踏まえますと、今回の分については、いわゆる遡及適用分についての

考え方、また、協議会の中でアップデートということで、ただ、方法というか、あれの中で、何かどこかをなくしてということで、それをスライドさせるような、あれが、今後ということでの中身であって、今回については、遡及適用のみであるということで、そういった形で分かりました。理解をいたしました。

それで、下の実施時期ということで、遡及適用分ということでの中身で、時期等の記載もあるんですが、この令和6年度分、歳入歳出との関係では、どこでどう帳尻を合わせるというか、そういったことがなされるのか、そのあたり、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 人事院勧告での増額に対する収入ということでしょうか。

こちらにつきましては、ちょっと先ほども申しあげましたけれども、まずは、内部的な定員管理であるとか、各種時間外の削減でありますとかということで、まずは、一つ捻出をするというのと、一方で、一部、普通交付税、昨年度も追加交付がありました。ただ、これにつきましては、具体的なこの人事院勧告分の金額というのが、明確になっておりませんので、それについては、一部補填されていると考えておりますし、また、細かい話になりますけれども、普通交付税の単位費用ということで、1人当たりの給与額、これも令和5年度と令和6年度で比べれば上がっておりますので、一定の措置は、されているのかと思っております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ちょっと私の聞き方が悪かったんですが、今回、条例上でこういったことを定めるということを出されておりますけれども、実際これが、このようにしましよとなつた際の実際の歳入歳出というのは、どこのタイミングでどうなされるものなのか。どこを削って幾ら増えるからという話ではなくて、実際これによって予算が動くわけですね。そのタイミングというか、その考え方について、お聞きしたいと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 今回、条例をお認めいただければ、2月補正でいろいろ人件費については、整理しなければいけないので、その中で、当初予算との比較の中で整理をさせていただくということになります。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ちょっと聞き方が、大変分かりづらかったかなと思います。失礼いたしました。

それで、一方で、各自治体によっていろいろと対応が分かれるところで、昨年もここについてもどのようにされるのかということでお話もさせていただいたんですが、実施時期の下のところの米印といいますか、会計年度任用職員については、令和7年4月1日から実施ということで、遡及適用をいわゆる行わないという中身になっているのかなと思いますが、改めてちょっとこの理由について、お伺いをしたいと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 本市といたしましては、会計年度任用職員というのが、会計年度ごとに任用する制度ということで、短い期間の中で給与額を変更することを避けたいという思いで考えております。

今回、プラスの人事院勧告でありますけれども、昨年度も申し上げましたが、マイナスの人事院勧告にあるときでも本市といたしましては、給与の削減というか、給与の減額というものは、行っておりませんので、これについては、本市としては、そういう考え方で翌年度で取らせていただいております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 なるほど、分かりました。

各自治体によって結構対応が違っておって、昨年度の分の実績ということでしか見ていないんですが、今年度ちょっと分からないんですけれども、本市でありますとか、富谷市、利府町、この近辺ですと、多賀城市ですとか、そういったところについては、遡及しないということで、逆に言うとそれ以外のところは、遡及をしているというお話もあって、様々考え方にもよるところなのかなとも思いますが、実質その会計年度ごとということにはなっておるんですけれども、そのあたり、ちょっと今後の部分も含めて、ぜひ改めてご検討をぜひしていただきたいかなと思っております。

続いて、先ほどもありましたけれども、第92号ということで、特別職の部分でどうなんだということで、正直なところ特別職の報酬の考え方というのは、様々ある中で、何が正解なのかということも非常に難しい問題なのかなとある意味では思っているところであります。

そうした中で、今回、こういった形で3つセットにしてご提案ということになったわけなんです。一方で、連動して引き上がる理由というのが、先ほどお話もあったとおり、一定の部分準拠しているというところもお話もありました。ただ一方で、この決め方として、本市の在り方が様々あるかなとも思いますけれども、当局側からご提案をいただく、そのことについての理由というのは、どういうことなんだろうと。他の自治体の事例なんかを見ていますと、議員提案で出されてくるところもそれなりにあるということもありますので、そうした中で、当局からご提案をいただくに至ったその経過と伺いますか、そういったところをちょっと改めてお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 今回、議員の皆様のご提案ということで、当局提案となっておりますが、これは、例年の流れというか、そういうものでやっているということでもあります。多分恐らく当局提案で増額になりますと、多分議員報酬、議員の期末手当、この増額も多分出てくると思うので、この補正予算は、当局提案となりますので、そういった部分で当局提案になっているのではないかと思います。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 補正予算、ごめんなさい、もう一度お願いします。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 増額になると予算も伴うということですので、予算については、当局提案でございますので、そういった考えかと思っております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 なるほど。なかなか難しい話であったんですが、ただ、議員報酬の在り方として、何が正解なのか。先ほど正解というのは、ある意味ではないだろうとも申し上げたんですけども、期末手当を含めて、ある意味で感情的にいいんだ、悪いんだという話でもないんでしょうし、生活に充てるものなのかどうか、違うのか、そういったところも様々議論がある中で、一方で、成り手不足について、この報酬の観点からその他の議論もされているということも様々なところでちょっと勉強させていただいております。そういった中で、かつて同様にこういったものが、出されてきたときに賛成させていただいたり、そういった経過もたどってきたわけなんです。特段、今回の部分について、正直なかなか悩ましいところだなとも考えておりました。

ただ一方で、人事院勧告との関係で準拠するという考え方もありましたので、考えたときに、先ほど50人以上の事業所というお話もありましたけれども、そこについて、考えられたものについて、それを議員の報酬、あるいは、期末手当に当てはめて100%考えることができるのかというあたりも踏まえて、様々考えておりました。ちょっと何を言っているんだか分からなくなっていく部分もあるんですが、ただ、一つ思ったのは、議会として、議員としてこうしたものを考えたときに、市民の皆さんの生活と照らし合わせて考えたときに、果たして理解を得られるのだろうか。ここも一つやはりその大きなポイントとなるんだろうなとも考えております。

そういった中で、先ほど桑原委員からもありましたとおり、一つには、バス料金引上げを行われた。そして、それに加えて、いわゆる手数料、使用料等々の部分での引上げも議会として認めた。そこに対して賛成、反対というのがあったものの、全体として議会としては、認めたという中で、市民の皆さんの生活が非常に大変な中で、ある意味では、負担増について、議会は、そこを認めていた。そうした状況を踏まえて、果たして、こういった引上げが理解されるのかどうかというところについては、様々考えるところもあるなと思っております。

これについて、どうですかと聞くのもなかなかあれなので、ちょっと意見の表明としてさせていただきますと思います。

続きまして、45ページのところで、ふるさと納税事業、先ほども様々な声も、お伺いがありました。

それで、ふるさと納税について、今回、見込みの上方修正分ということで、こういった使い道というか、考え方が示されたわけなんですけど、ふるさと納税について、寄附金の使い道ということで、本市のホームページなんかでは、どのように募集されているんだろうかと、そういったところも様々見させていただきました。そういった中で5つのメニューに活用するんだということで、すみよさ、よろこび、やりがい、にぎわい、そういったものを実感していただく、あるいは、市長にお任せということで、実施する政策にて大切に活用させていただきますという中で、たしか先日の総括質疑の中では、市政一般の部分に含むということでの寄附金の使い道としては、間違っていないというか、外れたものではないというようなお答えもあったわけなんです。一方で、基金での積立てというものを考えたときに、基金の条例なんかも見させていただいたんですが、そこに積立ての考え方について、どうこうということは、特別ないんですよね。そういった中で、例えば、今回、ふるさと納税ということでその

上方修正分について、こういった形で積み立てしますよということだったんですが、ここについて、やはり何らかの規律といいますか、その考え方が、もうちょっとしっかり根拠があつての積立てとしたほうがいいのかなどというような、ちょっと思いもありまして、そのあたりについて、もうちょっとお考えがあればお聞きしたいなと思います。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 庁舎建設基金は、また積立てということなんですけれども、先ほども申し上げましたように、ちょっと今、基金の残高が心もとないという中で、まず、今後の財政需要を見据えた中で積ませていただくという今回整理をさせていただいています。

なお、先ほど副市長からもありましたように、今後また、基金の在り方についてもちょっと整理を今、考えてございまして、その中で、あるいは、積立てに関する規則的なもの、ある程度道筋的なものをちょっと考えていければと考えております。

以上になります。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ルールがない中で、今回、こういった形という提案でありましたけれども、ある意味では、縦割りになっちゃう可能性もあるんだなと思っていましたので、ちょっとそのあたりで、規則的なものが、やっぱり必要かなということで、ただいまお答えいただきました。

それと、ちょっと参考までに、これまで一定分基金の積立てが行われてきたわけなんですけど、これまでの経過の中で、どのように積み立ててこられたのか、ちょっとその辺、参考までにお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 基金への積立てですか。

まず、ふるさと納税の増収分について、ある基金に積んだというのは、今回、初めてになります。あるいは、庁舎建設基金の積立ての推移が、今までどうであったかというご質疑であるとすればなんですけれども、恥ずかしながら庁舎建設基金、創設は、昭和の時代からではあるんですけれども、確認できる限り、ここ数年、十数年、ちょっと積み上がってはいない形です。ようやく近年、ある程度決算剰余の一部を積み立てたりとかというのものもあるんですけれども、なかなか積み上がってこなかったというのが、まず、事実になっております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

震災があった経過もありましたので、そうした中で凍結された経過もあったかなと思ったんですが、その庁舎建設について、凍結というか、優先するのがほかにあるということでのこれまでの経過もあったのかなと理解をしております。そういった点で、先ほどおっしゃられましたとおり、ルール関係の整備といいますか、そのためにちょっとまず、お願いしておきたいかなと思います。

続いて、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業、この関係で、ちょっと46ページで簡単にお聞きしたいと思います。

それで、今回、申請が当初の見込みよりも上回るということで、今回、630万円の一般財源ということで提案をされておるんですが、ごめんなさい。ちょっと私の確認不足もあるんですけれども、予算総額としては、どういった形になるのでしょうか。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 予算の総額は、今、ちょっと調べますので、少々お待ちください。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。後ほどお聞かせ願えればなと思います。

それで、総括の中でもこれもお問合せあったかなと覚えているんですけれども、効果といいますか、その中で、この分も考慮されてということで、アンケートの回答にもあったような、そういったような答えもあったように記憶しているんですが、逆にこれがなければ来なかったという人がいるのかどうかなのですよ。私も何回か引っ越しを経験する中で、当然その自治体でどのような、政策的に何をやっているのかということは調べはするんですが、居住地を移すということに当たって、さすがにその点が第一の理由にはなり得ないかなとも思っています、そういった中で、効果そのものをどこまで推しはかれるものなのかなというのが、やっぱりちょっと一つ疑問といいますか、悩みといいますか、そういったところがありまして、そのあたり、アンケートの中で、これがなかったら塩竈市に来なかったんですか、そういった聞き方ができるかも分からないんですけれども、そのあたり、お考えといいますか、お聞きできればと思います。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 今回、前年度アンケートの中で、その問いの中で、支援事業が、居住地選定にどの程度影響したかというご質問をさせていただいたところでございます。

その中で、まず、この支援事業の有無にかかわらず、塩竈市に住むと決めたという方が、約4割ちょっとです。また、あわせて、支援事業とほかの理由、様々な理由と組み合わせて本市を居住地と決めたという方が、同じく4割いらっしゃるのので、一定程度効果があるものと思っています。

一方で、本市の社会増減を推移で見ますと、この支援制度が始まったのが、平成30年度でございますが、そこから昨年度で5年間でございます。そこで社会増減は、プラスの250人、6年間合計でございます。それ以前の6年間、震災の影響もあったということではございますけれども、それ以前の6年間で合計しますと、これは平成24年度から29年度でマイナス137人ということでございますので、一定程度こういった支援事業で、社会増減の均衡またはプラスに働いているということを捉えております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうですね。社会増減の推移等々を見ていますと、途中から増えたり、あるいは、プラス、マイナスのところである程度落ち着いてきたりだとかということで、その土地の安さですとか、産業もあるところですので、様々な条件の下だろうとは思いますが、現実としては、そういったことであつたということでは、当然その効果がある、ないでいえば、あるということになるんだと思いますが、果たしてそのあたりをどのように見極めていくのかというあたり、一つ難しさがあるかなと思ってまして、そのあたり、アンケート等々の結果、その中身もブラッシュアップしていただきながら、もっと効果的な策に発展させていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 先ほどの子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の総額でございますが、3,280万円ということで、この630万円追加した後の総額が、3,280万円でございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

52ページの学校施設の環境整備のところなんですが、この中に、様々備品とありますが、そういったものが挙げられる中で、1つ、空調設備ということでの記載があるんですが、この

中身をもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 空調設備の詳しい説明ということでございます。

第二小学校におきまして、進級する学年に当たり、今年度は、多目的教室として使っていて、エアコンの設置されていない教室に来年度新たにクラスが入る予定になっておりますので、エアコン設置等を含むものを計上しているものでございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

児童生徒の増減に伴う教室増ということでのお答えをいただきました。

そうですね。ある程度、次の年度でどの程度クラスが増えるのか減るのかそのあたりというのは、見通しというのは、立てられるものだと思いますので、やはり夏の大変暑いさなかに工事するというのは、ちょっと大変なことでありますので、そういった点については、ぜひこれも進めていただければいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

53ページに移ります。

学校給食食材購入支援事業ということで、中身については、お伺いもあつたので理解をいたしました。

それで、ちょっとお伺いをしたいのは、今回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用してということであつたんですが、改めてこの活用、今回、新たに国会で今、議論もされているところもあると思います。今回の分に関しては、残分というか、その前まで来ていた分の残というところかなと思いますけれども、その内訳というか、どのぐらい残っているというか、そのあたり、ちょっと分かればお聞きしたいなと思います。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 昨年度の臨時交付金の残分でございますが、現在総額で1,171万7,000円でございます。そのうち今回、この給食食材に313万5,000円充当しているという内容でございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。まだ幾らか残はあるということで、その中で今回、こういった形で活用されるということで理解をいたしました。

それで、今回、これまでの物価高騰の中で、複数回にわたってこういった形で保護者の負担にならないようにということで支援されてきたかなとも思いますが、一方で、この交付金の切れ目と申しますか、そういったタイミングで一度、当初の部分だったかどうかと思いますが、そこで一度給食費が引き上げられた経過があったかなと思っております。そこについて、今回、その交付金の残も若干あるということですので、それで賄えるものかどうかというのは、別にあるにせよ、そこも含めて保護者負担を抑えようとはならなかったのかどうか、その1点ちょっと確認したいと思います。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回の補助に関して、保護者の負担にならないように考えたかどうかというご質疑でよろしいでしょうか。（「引上げの部分も含めてやればよかったのではないかということです」の声あり）

春に一度引上げをしているというところでは、6月補正におきまして補助を行っているという経緯がございました。

失礼いたしました。今のは訂正いたします。

こちらの給食費の値上げというところでは、物価の高騰というところでもいろいろ計算をしまして、できるだけ保護者の負担が抑えられるようにというところで、すぐすぐ値上げをしないような計算で値上げの金額を考えていったところがございます。そこに対しての補助の部分がなかったというところでの引上げとなったと認識しております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

先ほど部長からもちょっとありましたけれども、そうですね。これまで物価高騰でずっと上がっていく中で、その都度交付金をもって対応されてきたという経過があった中で、一度その交付金の切れ目と申しますか、そういったところで実際の値上げが行われたタイミングが1回あったということで記憶をしておりました。

そういった中で、今回、まだ物価高騰も段階的にずっと上がっていつているさなかで、今回、その一度値上がった部分を基準として、そこからさらなる値上がりがないようにということでの今回の補正かなと受け止めておるんですが、ぜひ一度上がってしまった部分も含めてご検討をいただけるとよかったのかなとちょっと思ったので一言申し述べさせていただいた次第です。今後、ご検討いただければと思います。

55ページです。

学校給食調理業務の一部委託ということで、これもお伺いがあったので、大筋で理解はしたところなんです、一つには、これもずっとこういったことがあるたびにお伺いをしてきたんですが、調理業務の一部委託ということで、完全委託ではないということでの答えもいただいております。ちょっと改めて、その栄養バランスの考え方ですとか、あるいは、児童生徒に対するアレルギーの対応ですとか、あるいは、その栄養価の部分も含めて、誰が責任を持ってそこを組み立てていくのかというところについて、やっぱり不安があるというか、今回の部分については、そこは、どうなるのかなということについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委託した場合であっても給食の食の安全が守られるのかどうかという内容のご質疑だと思います。

こちらにつきましては、アレルギー対応をはじめとした食の安全の確保ということで、従前から委託の仕様書には、こちらにも記載をしているところであり、適切な対応をしていると考えております。

また、塩竈市学校給食衛生管理マニュアルというものを策定しております、直営、委託にかかわらず、安全安心な給食の提供ができる衛生管理体制の整備に努めているというところでございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。上のところの米印にも多少の記載がありましたので、そこをちょっと補足いただいたということかなと思いますが、そういったことで理解いたしました。

ちょっと簡単にあと2点ほどお伺いします。

56ページのICT支援員配置事業のところ、ICT支援員をこれまでも配置をいただいていた中で、教職員の皆さんのアンケートなんかも行われて、その中で、その回数ですとか、その内容ですとか、そういった部分については、従前の形が適当であるということで、それを継続しながらということの中身かなと思っています。一方で、ICTの活用については、その取組の中身なんかをみますと、保護者から、どこどこであれをやっているけれども、こっちでは、これをやっていないんだよね、ぜひやってほしいんだよね、という声をいただくところもあるんです。そういった点で、その横展開の部分について、教育委員会として行

うのか、あるいは、こういった支援員が学校を回る中で行うのか、様々な取組の考え方があ
るかなと思いますけれども、ぜひそういったところに手を入れていただきたいかなと思っ
ていまして、その辺、ちょっとお考えがあればお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ICT支援員の業務を通じた横展開についてのご
質疑でございました。

ICT支援員は、やはり市内いろいろな学校を回りますので、まずは、各学校のニーズに応
じた対応をしているというところがございます。

ただ、各学校の状況なども分かっておりますので、こちらの学校では、こういう工夫をして
おりますとか、そういった情報共有が、報告書によってなされております。また、教育委員
会としてもそのICT担当の職員に対する研修会というのを企画したりですね、あるいは、
そのICT支援員が研修を行うこともございますので、そちらは、丁寧に各学校の対応など
についても共有していくようにしていきたいと考えております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

やはり自分が行っている学校で、ICT環境、学びの環境に差があるという、ちょっとひ
どい言い方になりますが、それはやっぱりちょっと児童にとっていいことではないかなと思
いますので、その点を含めてちょっとお伝えしておきたいと思います。

最後、57ページの清水沢近隣公園スポーツ広場の修繕ということで、今回、倒壊の危険性が
あるということで、緊急性をもってこういった形で取り組まれるということでは、理解をし
ているところであります。

それで、協議会の際にも申し上げたんですが、先日もちょっとこのスポーツ広場のところ
に関するお話をいただいたところもありまして、一つには、トイレの水が流れないというお話
もいただいておりますので、今回、その緊急ということで、こういった形、これは、理解
をするんですが、そういった様々な声が届いておりますので、水が流れないというのも、あ
る意味緊急ではないか思いますので、その辺りをちょっと関連してお伝えをさせていただ
いて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○浅野委員長 答弁はいいですか。大丈夫ですか。（「関連なのでお伝えだけにさせていただ
いて」の声あり）

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第91号、議案第96号、議案第99号について、採決いたします。

議案第91号、議案第96号、議案第99号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第91号、議案第96号、議案第99号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について、採決いたします。

議案第92号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手少数であります。よって、議案第92号は、否決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時30分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 浅野敏江